学校教育等における人権教育の充実について－「Let's feel じんけん」改訂後の実践及び人権教育に基づく情報モラル教育の在り方－

資料4

「Let's feel じんけん」の周知と活用

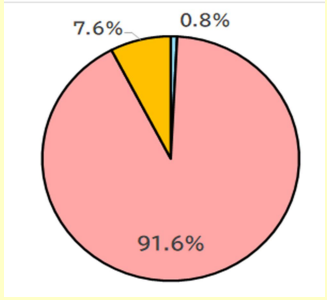
① 「自尊感情の育成」と「多様性・包摂性を尊重する教育」と連動した取組・実践

② 人権に関する知的理解の深化
～県民に身近な人権課題に対する理解の促進～

③ 学校教育全体を通した人権教育の推進
～教科等の学校教育活動と関連付けた人権教育年間指導計画の提示～

情報モラルに関する子どもたちの現状

◆令和７年度　学校ネットパトロール投稿分類

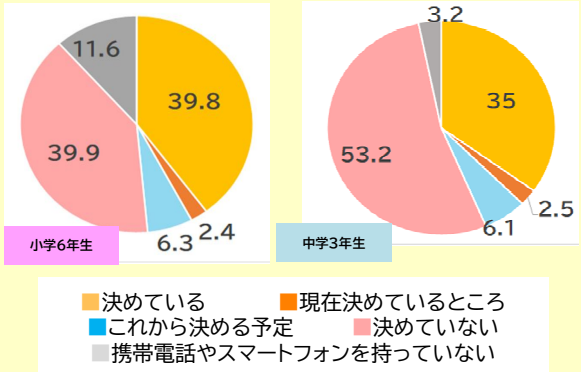


校種ごとの件数内訳(全766件)

○小学校　0.1%（1件）
○中学校　義務教育学校
　　44.5%(341件)
○高等学校　55.1%(422件)
○特別支援学校　0.3%(2件)

※リスクレベルは低いものの、
早期対応が必要

◆携帯電話・スマートフォンの利用における家庭での約束やルールづくりに関する質問



「令和７年度家庭学習等に関するアンケート」より

インターネット上で被害者にも加害者にもならないために：強化すべき取組

各人権課題との横断的な取組

○インターネット上の人権侵害(誹謗中傷やプライバシーの侵害、差別を助長する表現等)は、個別の人権課題のいずれにも密接かつ横断的に関連する問題でもあり、解消することは、各人権課題を解消する上でも不可欠
（人権教育・啓発に関する基本計画(第二次)）

【参考　：　学習児童要領　総則】
・児童生徒の発達の段階を考慮し、言語能力、情報モラルを含む情報活用能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成するため、各教科等の特性を生かし、教科等横断的な視点から教育課程を編成

＋

知的理解と結びついた人権感覚の育成

○自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動につながる人権感覚の育成
○画面の向こうに自分と同様に人権のある他者がいることに思いを巡らす想像力の育成

【参考　：　人権教育の指導方法等の在り方について
［ 第三次とりまとめ ］】
・人権感覚が知的認識とも結びついて、問題状況を変えようとする人権意識又は意欲や態度になり、自分の人権とともに他者の人権を守るような実践行動に連なると考えられるのである。

＋

家庭教育・社会教育との連携

○子どもとの人間関係づくり
○インターネット等の利用についてのルールづくり
○啓発の協力
○コミュニティ・スクール等での意見交換

【参考　：　高知県人権教育推進プラン】
・子どもと保護者、地域の人々が人権について、ともに学んでいける場をつくることが、人権が尊重された地域を築くために必要となります。

「Let's feel じんけん」の充実
例：人権教育に基づく情報モラル教育　～個別の人権課題への横断的な取組について～